

## 裁判例・審査基準からみた

# 「新しい商標」と「意匠」の新たな関係と対応策

～立体商標 vs. 全体意匠、位置商標 vs. 部分意匠、動き商標 vs. 動的意匠、ハーグ vs. マドプロ～

新規  
講座

難易度  
中級

平成28年7月8日(金) 10:00～17:00

講師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



◆平成27年4月1日に改正商標法が施行され、立体商標に加えて、色彩商標、音商標、位置商標、動き商標、ホログラム商標が保護されるようになりました。

◆第1部では、新しい商標の出願動向を分析し、出願する場合の留意点、拒絶理由への対応方法について解説します。

◆改正商標法の下では、デザインについて、一定の要件を満たせば、「全体意匠」または「立体商標」、「部分意匠」または「位置商標」、「動的意匠」または「動き商標」として保護することが可能になりました。

◆しかしながら、意匠法と商標法では保護法益が異なりますので、その登録要件、侵害判断基準も異なります。

◆第2部では、このような商標と意匠の新たな関係について、基本構造の違いを踏まえて、各項目毎に解説します。

◆第3部では、改正法前から保護されているキャッチフレーズ、インターネット、キャラクター、アイコン等からなる商標の保護範囲について、侵害事例を交えて解説します。

### 【プログラム(案)】

#### 第1部 「新しい商標」制度の現状分析と対応策

1. 新しい商標(色彩、音、位置、動き、ホログラム)の出願動向の分析
2. 新しい商標を出願する場合の留意点
3. 新しい商標の今後の対応策  
(拒絶理由、情報提供、異議、無効審判)

#### 第2部 意匠と商標との新たな関係

1. はじめに
2. 意匠法と商標法の比較
3. 全体意匠と立体商標との比較
4. 部分意匠と位置商標との比較
5. 動的意匠と動き商標との比較
6. 意匠権と商標権の侵害判断基準の違い

7. 国際登録制度の違い(「ハーグ」と「マドプロ」)
8. 意匠調査、意匠出願をする場合の注意点  
(意匠なのか商標なのか)

#### 9. まとめ

#### 第3部 改正法前から保護されている新しい商標の保護範囲

1. キャッチフレーズ商標
2. インターネット商標
3. キャラクター商標
4. アイコン商標
5. 立体商標
6. 小売等役務商標
7. 地域団体商標と地理的表示
8. パロディ商標

◆日時:平成28年7月8日(金) 10:00～17:00

◆会場:発明会館7階 研修ルーム

◆定員:50名

◆講師:青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料:会員16,500円・一般19,000円(※消費税8%込み)

◆申込:FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)